

意見書案第11号

消費税増税中止を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年6月26日

逗子市議会議長 高野毅 殿

逗子市議会議員

若宮年治

印

同 中西直美

印

同 高谷清彦

印

同 松本道也

印

(別紙)

消費税増税中止を求める意見書

市民生活並びに地域経済はいま、大変深刻な状況である。消費税の8%への増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになった。増税と、年金カット、医療、介護など社会保障費の負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっている。所得が下がり、それが地域経済を冷やし、自治体財政も圧迫している。このような状況での消費税増税は、税率が5%から8%になったときの大不況の再来を招くのは必至である。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引上げを飽くまで強行する姿勢を崩していない。税率10%への引上げで、一人当たり年間2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円の増税という試算も出ている。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う軽減税率には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりする。また、8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入されるインボイス(適格請求書)制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。増税されるたびに消費税の滞納額が増え、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠である。

日本国憲法は応能負担原則にのっとった税制の確立を要請している。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に優先して税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれる。

よって、逗子市議会は政府に対し、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

逗子市議会